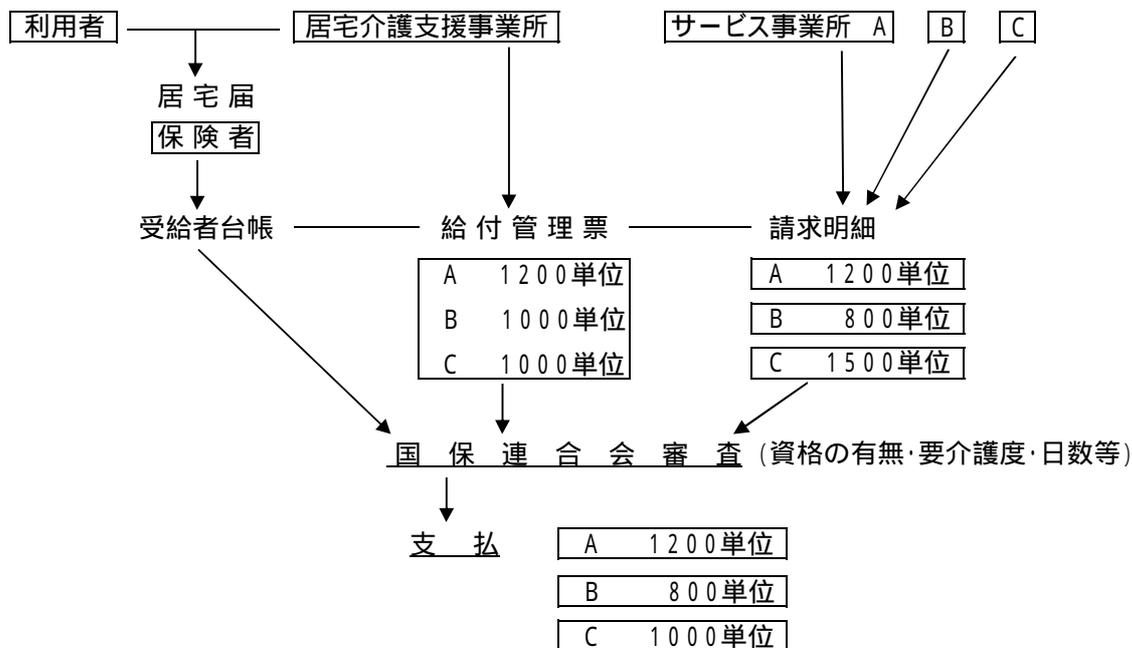


## 介護報酬の請求と過誤

介護報酬(介護サービスの費用)は、厚生労働大臣が定める基準(介護給付費単位数表)により、提供したサービスの単位数を算定し、1単位の単価を乗じたものです。その金額の9割または8割が保険請求額で、サービス提供月の翌月10日までに国保連合会へ介護給付費明細書を提出します。

### 1. 請求 - 審査 - 支払い

介護報酬は、保険者作成の受給者データと、ケアマネジャーが作成する給付管理票、サービス事業所が提出する介護給付費明細書(以下、請求明細という)を、国保連合会が審査・突合を行い支払われます。



### 2. 給付管理票(計画単位数)と請求明細(請求単位数)

上記の例では

- A事業所 請求と計画単位数が合致 …… 請求した単位数が支払われます
- B事業所 請求が計画単位数より少ない …… 請求した単位数が支払われます
- C事業所 請求が計画単位数より多い …… 計画単位数までしか支払われません

#### B事業所のケース

給付管理票が正しい場合 … エラー等にはなりません

B事業所が過少請求で差額を請求する場合は、800単位の請求明細を過誤申立て取下げた後、1000単位の請求明細を提出(再請求)します。

#### 過少請求の場合

給付管理票(提出済)

A	1200単位
B	1000単位
C	1000単位

請求明細(提出済)

A	1200単位
B	800単位
C	1500単位

過誤・取下げ

B	0単位
---	-----

再請求

B	1000単位
---	--------

国保連合会審査

支払

A	1200単位	支払い済
B	1000単位	
C	1000単位	支払い済

請求が正しい場合・・・請求どおり支払われており、ケアマネジャー・事業所とも処理は不要です。

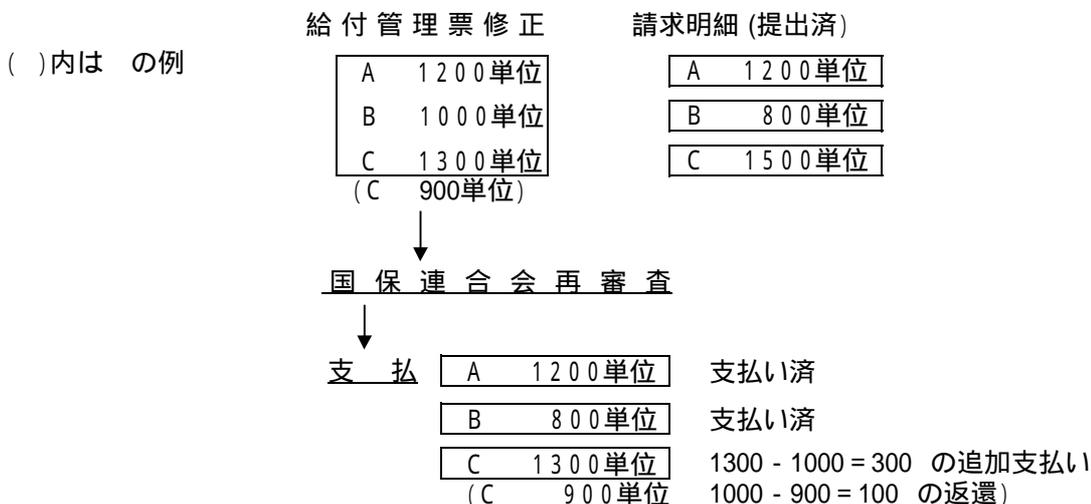
### C 事業所のケース

給付管理票が正しい場合・・・処理は不要です(給付管理票どおり支払いされているため)

請求が正しい場合・・・ケアマネジャーは給付管理票を修正(1000 1500)します。  
事業所は、すでに1500単位の請求明細により1000単位が支払われているので、給付管理票修正後の審査で自動的に差額の500単位が支払われます。

給付管理票・請求明細ともに誤っていた場合(1300単位が正しい実績とする)・・・  
ケアマネジャーは 給付管理票を修正(1000 1300)します。  
事業所は、すでに1500単位の請求明細により1000単位が支払われているので、給付管理票修正後の審査で自動的に差額の300単位が支払われます。

給付管理票・請求明細ともに誤っていた場合(900単位が正しい実績とする)・・・  
ケアマネジャーは給付管理票を修正(1000 900)します。  
事業所は、すでに1500単位の請求明細により1000単位が支払われているので、給付管理票修正後の審査で過剰に支払われた100単位が減額されます。



### 3. 過誤処理

過誤とは

支払われた(又は支払いが決定した)請求明細に過少請求・過剰請求その他の誤りがあり、修正等のため、その請求明細すべてを取上げる処理です。ひとつの明細に複数のサービスがあっても、明細ごとの取上げとなり、**部分修正はできません。**  
実績がない等以外は、過誤申立の後正しい内容で再度請求しなおします。

書式等(ホームページよりダウンロードできます)

- ・過誤申立書・記入例
- ・申立事由コード
- ・過誤申立締切日一覧表
- ・請求額確認表・記入例 ……都道府県や市区町村等の指導検査等による過誤申立の場合に添付

## 過誤申立書の提出時期

過誤申立は、支払いが決定した請求明細を取下げの処理です。請求の翌月初め、返戻(または保留)になっていないことを確認してから保険者(世田谷区介護保険課)へ過誤申立書を提出してください。

明細書が返戻になった場合は、過誤処理する明細書(実績)が保険者にありませんので、正しい明細書を国保連合会に提出すれば再度審査が行われます。

保留の場合、審査される前に誤り等が判明しても、一度審査が行われるまでは過誤処理ができません。審査・支払い決定後に過誤申立書を提出してください。

「通常過誤」と「同月過誤」 『過誤のながれ』参照

過誤には、事業所が再請求を国保連合会過誤処理の翌月以降に行う「通常過誤」と、同一月に行う「同月過誤」があります。

- ・「通常過誤」は請求明細の取下げにより一度該当の請求明細の全額を0とし、国保連合会からの過誤決定通知を確認した後、正しい単位数を再度請求します。
- ・「同月過誤」は請求明細の取下げ後、直近に再請求することにより、取下げのマイナスと再請求のプラスを相殺します。過誤件数が多い(返還する金額が多い)場合などはこちらを勧めます。